

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
(平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間居住用)

(平成 年分)

氏 名

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、『住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』を読んでください。
なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成26年3月31日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を、平成28年4月1日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成28年4月1日以後に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』又は『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

(注) 4の①から⑬のいずれかに該当する方の場合、⑥又は⑩の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。
4の①から⑬のいずれにも該当しない方の場合、⑥の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

1 共有者の氏名 (共有の場合のみ書いてください。)

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	①	平成 年 月 日
あなたの共有持分	②	/

※ 共有の場合のみ書いてください。

太陽光発電設備設置工事をした場合には、「増改築等工事証明書」の「太陽光発電設備の型式」欄にその型式が証明されています。

「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます(平成23年6月30日以後に改修工事に係る契約を締結した場合に限ります。)

3 一般断熱改修工事等に係る事項

太陽光発電設備設置工事の有無 ※ 該当する方を○で囲んでください。	③	有 ・ 無
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④	円
交付を受ける補助金等の合計額 (④ - ⑤)	⑤	
※ 50万円を超える場合に限ります。	⑥	
⑥ 又は (⑥ × ②)	⑦	
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	⑧	
⑦と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨	
(⑨ × 10%)	⑩	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも居住の用に供してこの控除を受ける場合、断熱改修工事限度額は異なります。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

⑧の金額が2以上ある場合には、⑧の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑪から⑬のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)	⑪	該当
障害者(⑪に該当する方を除きます。)	⑫	該当
要介護認定又は要支援認定を受けている(⑪又は⑫に該当する方を除きます。)	⑬	該当
同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 () 続柄 ()		

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑭	円
交付を受ける補助金等の合計額 (⑭ - ⑮)	⑮	
※ 50万円を超える場合に限ります。	⑯	
⑯ 又は (⑯ × ②)	⑰	
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑱	
⑰と⑱のいずれか少ない方の金額	⑲	
(⑲ × 10%)	⑳	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等(平成23年6月29日以前に改修工事に係る契約を締結した場合には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費)の額の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも居住の用に供してこの控除を受ける場合、改修工事限度額は異なります。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

5 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑩ + ⑳)	㉑	円
--------------------------	---	---

⑱の金額が2以上ある場合には、⑱の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。

なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも居住の用に供してこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)」の⑫欄の金額との合計額を書きます。

住宅耐震改修特別控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間居住用)

(平成 年分)

氏 名

控
用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、『住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』を読んでください。
なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成26年3月31日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を、平成28年4月1日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成28年4月1日以後に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』又は『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

(注) 4の①から⑬のいずれかに該当する方の場合、⑥又は⑩の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。
4の①から⑬のいずれにも該当しない方の場合、⑥の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

1 共有者の氏名 (共有の場合のみ書いてください。)

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 改修工事をした家屋に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	①	平成 年 月 日
あなたの共有持分	②	/

※ 共有の場合のみ書いてください。

太陽光発電設備設置工事をした場合には、「増改築等工事証明書」の「太陽光発電設備の型式」欄にその型式が証明されています。

「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます(平成23年6月30日以後に改修工事に係る契約を締結した場合に限ります。)

3 一般断熱改修工事等に係る事項

太陽光発電設備設置工事の有無 ※ 該当する方を○で囲んでください。	③	有 ・ 無
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④	円
交付を受ける補助金等の合計額 (④ - ⑤)	⑤	
※ 50万円を超える場合に限ります。	⑥	
⑥ 又は (⑥ × ②)	⑦	
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	⑧	
⑦と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨	
(⑨ × 10%)	⑩	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも居住の用に供してこの控除を受ける場合、断熱改修工事限度額は異なります。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

⑧の金額が2以上ある場合には、⑧の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑪から⑬のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)	⑪	該当
障害者(⑪に該当する方を除きます。)	⑫	該当
要介護認定又は要支援認定を受けている(⑪又は⑫に該当する方を除きます。)	⑬	該当
同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 () 続柄 ()		

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑭	円
交付を受ける補助金等の合計額 (⑭ - ⑮)	⑮	
※ 50万円を超える場合に限ります。	⑯	
⑯ 又は (⑯ × ②)	⑰	
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑱	
⑰と⑱のいずれか少ない方の金額	⑲	
(⑲ × 10%)	⑳	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等(平成23年6月29日以前に改修工事に係る契約を締結した場合には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費)の額の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも居住の用に供してこの控除を受ける場合、改修工事限度額は異なります。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

5 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑩ + ⑳)	㉑	円
--------------------------	---	---

⑱の金額が2以上ある場合には、⑱の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。

なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも居住の用に供してこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)」の⑳欄の金額との合計額を書きます。

住宅耐震改修特別控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。